

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて（案）」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（案）」についての意見・情報の募集の結果について

令和 3 年 3 月 24 日
農林水産省消費・安全局

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて（案）」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（案）」について、令和 3 年 2 月 10 日から 3 月 11 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して 1 人から 1 件の御意見が寄せられました（なお、この他、当該案には関係のない御意見が 1 件寄せられました）。お寄せいただいた御意見と、それに対する農林水産省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案に基づき、一部の技術的な修正を行った上で定めることとしますので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。